

医師賠償責任保険 のご案内



特長

この保険は、宮崎県保険医協会の会員医師および歯科医師の皆さまが利用できる、保険制度です。

充実した補償

1事故あたり最大1億円（勤務医師の場合は2億円）の支払限度額設定が可能。プランの詳細は7ページをご参照下さい。

事故対応も安心

万一の事故の際には豊かな経験と知識を生かし、代理店・扱者と三井住友海上がサポートします。

宮崎県保険医協会

<目次>

1. 医師賠償責任保険とは	P. 3
2. 保険金をお支払いする主な場合	P. 3
3. 補償対象となる事故事例	P. 4
4. お支払いの対象となる損害	P. 5
5. 保険金をお支払いしない主な場合	P. 6
6. ご契約の仕組み	P. 7
7. ご留意いただきたいこと	P. 8~10
●重要事項のご説明	P. 11~12

募集対象、加入資格等

この保険にご加入いただけるのは宮崎県保険医協会の会員※1で、かつ次のいずれかに該当する方に限ります。

- ①病院に勤務して医療に直接従事されている医師・歯科医師の方
- ②病院に勤務して直接医療行為に従事されなくても、医療の結果については何らかの責任を負わなければならない立場にある方
- ③開業医の方で日本医師会A会員ではない方※2

※1 ご加入いただけるのは、申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合となります。

◆申込人	宮崎県保険医協会の会員医師・歯科医師に限ります。
◆記名被保険者	宮崎県保険医協会の会員医師・歯科医師に限ります。

※2 日本医師会A会員の先生方、または各県歯科医師会会員の先生方は既に保険が手配されており、この保険にご加入いただく必要はないと思われまますので各会にご確認ください。

申込人と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

募集要領

加入申込票の提出：同封の加入申込票および口座振替申込書に所定事項をご記入いただき、署名・押印のうえ、代理店・扱者へご提出ください。

保険期間：2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時まで（1年間）

保険料：2026年6月23日（火）に指定銀行口座より引き落としになります。

<連絡先/代理店・扱者>

【代理店・扱者】

msfp株式会社 担当：神谷
〒461-0005
愛知県名古屋市東区東桜1丁目14-12
イースタンビル本館 2階
TEL：052-961-9634
FAX：052-961-8734

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
愛知支店 愛知第一支社
〒460-8635
愛知県名古屋市中区錦1-2-1
三井住友海上名古屋ビル10階
TEL：052-223-4172
FAX：052-223-4170

1. 医師賠償責任保険とは

＜主な特長＞

この保険は、「①医療上の事故」と「②医療施設の事故※」による損害賠償責任を対象とする総合的な保険です。今回の募集では、「勤務医」を対象としたプラン（①のみを補償）と、「開業医」を対象としたプラン（①と②の両方を補償）がありますので、詳細は以下をご覧ください。

※ 「医療施設の事故」の補償については医科開業医および歯科医師開業医向けのプラン（J・K・L・S4、G・H・I・S3）に加入された方に限り対象になります。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

2. 保険金をお支払いする主な場合

① 医療上の事故（医師特別約款）

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限ります。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- 医療業務による患者の身体の障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時



② 医療施設の事故（医療施設特別約款）

日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※ 医科開業医および歯科医師開業医向けのプラン（J・K・L・S4、G・H・I・S3）に加入された方に限り対象になります。

3. 補償対象となる事故事例

<事故事例>

◆医療（歯科）過誤による保険金支払事例

出典 MS&ADインターリスク総研株式会社

事故概要	損害額
インプラント治療を行ったところ歯槽神経を損傷し、6級程度の後遺障害が発生。	(※)5,000万円
親知らずの抜歯時に顎の神経を損傷し、顎の麻痺と発音障害が発生。	(※)1,300万円
インプラント治療を行ったところ歯槽神経を損傷し、顎の麻痺と唇の知覚障害が発生。	1,500万円

(※)判決または和解額

◆医療（歯科）過誤による判例（確定していないものを含みます）

事故概要	損害額
麻酔注射の際、注射針が折れて口の中に入り込む。	330万円
重症筋無力症患者の治療の際、安易に局所麻酔や笑気を使用したところ、筋無力症が増悪した。	300万円
義歯を製作するなどの治療を受けたが、歯ぐきがたびたび化膿する症状が発生。	250万円
義歯の製作・装着後の咬合状態等の観察が適切でなく、慢性的な炎症や口腔内粘膜剥離等の症状が発生。	100万円

◆医療施設賠償責任保険の事故支払例

事故概要	損害額
病院で夜、火災が発生し病室が焼損を被った。入院患者1名が死亡した他、各個室内の患者の生活用品が焼失した。出火原因の詳細不明。病院の有事の際の予防策が不十分であったことで責任を問われた。	1,390万円
71才の女性が病院に孫の治療の付き添いにきていたところ、清掃直後の床に足を滑らせ転倒。右大腿骨頸部を骨折し、後遺障害を負った。	1,020万円



4. お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

【損害の種類】	【内 容】
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。



5. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

<特別約款でお支払いしない主な場合—医師特別約款>

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任
- 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。

等

<特別約款でお支払いしない主な場合—医療施設特別約款>

- 被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為によるその医療行為の対象となる者の身体の障害に起因する損害賠償責任
- 医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機、自動車または医療施設（設備を含みます。）外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 生産物または仕事の瑕疵（かし）に基づく生産物または仕事の目的物の損壊（滅失、破損または汚損）それ自体の損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任
- 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

6. ご契約の仕組み

(1) 保険契約者

この保険は宮崎県保険医協会が保険契約者となる団体契約です。

(2) 被保険者

宮崎県保険医協会の会員医師・歯科医師

(3) 保険期間

2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時まで（1年間）

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも条件により可能です。

詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) ご加入タイプの支払限度額と保険料（保険期間1年間）

医科 (勤務医)	タイプ		A	B	C	S1
	(医療業務) 支払限度額	1事故につき 保険期間中	3,000万円 9,000万円	5,000万円 15,000万円	1億円 3億円	2億円 6億円
年間保険料(1名につき)			39,140円	43,230円	50,830円	58,390円
歯科医師 (勤務医)	タイプ		D	E	F	S2
	(医療業務) 支払限度額	1事故につき 保険期間中	300万円 900万円	500万円 1,500万円	1,000万円 3,000万円	1億円 3億円
年間保険料(1名につき)			3,620円	3,840円	4,120円	6,760円
医科 (開業医)	タイプ		J	K	L	S4
	(医療業務) 支払限度額	1事故につき 保険期間中	300万円 900万円	500万円 1,500万円	1,000万円 3,000万円	1億円 3億円
	(医療施設) 支払限度額	身体 1名につき/1事故につき 財物 1事故につき	100万円/500万円 10万円	500万円/2,500万円 50万円	1,000万円/5,000万円 100万円	1億円/5億円 1,000万円
	年間保険料(1診療所につき)			21,190円	27,770円	39,170円
歯科医師 (開業医)	タイプ		G	H	I	S3
	(医療業務) 支払限度額	1事故につき 保険期間中	300万円 900万円	500万円 1,500万円	1,000万円 3,000万円	1億円 3億円
	(医療施設) 支払限度額	身体 1名につき/1事故につき 財物 1事故につき	100万円/500万円 10万円	500万円/2,500万円 50万円	1,000万円/5,000万円 100万円	1億円/5億円 1,000万円
	年間保険料(1診療所につき)			5,900円	6,480円	7,020円

※上記の「医療施設」の保険料は、診療所（ベッド数19以下）の場合です。病院を対象とする場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※医療業務に関する補償については、免責金額はありません。医療施設に関する補償については、身体障害・財物損壊それぞれにつき1事故につき1,000円の免責金額が適用されます。

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「4. お支払いの対象となる損害」（5ページ）をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「賠償支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(5) ご加入手続の方法

ご加入にあたっては、加入申込票に所定の事項をご記入・ご署名または押印のうえ、代理店・扱者までご提出ください。また、保険料については、「(6) 保険料の払込方法」に記載の方法により払い込んでください。

(6) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、2026年6月23日（火）に指定銀行口座からの引落でその全額を払い込む一時払いとなります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

7. ご留意いただきたいこと（1）

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- <保険会社破綻時等の取扱い>
 - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
 - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
 - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

7. ご留意いただきたいこと (2)

●事故が起こった場合のお手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または医療施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ、修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) 身体障害、ケガの発生およびその損害の額を確認する書類	
① 死亡事故であることを確認する書類	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本
② 後遺障害による損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類
③ その他傷害事故の損害の内容・程度を確認する書類	引受保険会社所定の診断書、診療状況申告書、治療費の領収書、診療報酬明細書、同意書
(6) 損害が生じた物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類	
① 損害が生じた物の価額を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ
② 損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類	修理見積書、請求書、領収書、受領書、調査に関する同意書
(7) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

7. ご留意いただきたいこと (3)

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項（注2）の確認を終えて保険金をお支払いします（注3）。
 - （注1）保険金請求に必要な書類は、9ページの表をご覧ください。
 - （注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
 - （注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。